

スイスにおける３月１日以降の新型コロナウイルスに対する各種措置の慎重な段階的緩和について

【ポイント】

● ２月２４日、スイス連邦内閣は、３月１日（月）から新型コロナウイルスに対する現行の措置を段階的に緩和すると発表

【本文】

２月２４日、スイス連邦内閣は、現行の新型コロナウイルス感染症予防のための各種制限措置を３月１日（月）から段階的に緩和する閣議決定をしました。

１ 慎重な段階的緩和措置（３月１日（月）以降）

（１）全ての店舗、図書館や公文書館の閲覧室、美術館及び博物館の再開が認められます（ただし、人数制限あり）

（２）動物園、植物園、屋外レジャー施設、アイススケートリンク、テニスコート、サッカー場、陸上競技場等の屋外スポーツ施設等は、マスク着用、社会的距離の確保及び人数制限を条件に再開が認められます（※成人向けスポーツの競技会及びイベントは、引き続き禁止）。

（３）家族や友人間の私的イベントは、屋外においてかつ参加人数が１５人までを条件に認められます。

（４）若者のスポーツ及び文化活動に関する年齢制限について、現行の１６歳までから２０歳（２００１年生まれ以降）までに引き上げられます。また、無観客を条件に、これらの年齢層による全てのスポーツ競技及びコンサートの開催が認められます。

（５）児童及び少年の合唱団の合唱活動並びにユースクラブ等の若者用施設の再開が認められます。

２ 更なる緩和措置の検討

（１）検討対象

スイス連邦内閣は、３月２２日に更なる段階的緩和措置を実施することを目的とし、３月１２日から各州との協議を開始し、３月１９日に閣議決定を行うこととしています。人数制限を条件とする観客を動員した文化的及びスポーツイベントの実施再開、ホームオフィスの要件変更、屋内スポーツ及びレストラン（※テラス席のみ）の営業再開などが検討対象となる予定です。

（２）更なる緩和措置を実施する上での条件（目標値）

- ・ 新型コロナウイルス検査の陽性率が５％未満
- ・ 病院の集中治療室における新型コロナウイルス患者の占有数が２５０床未満
- ・ 実効再生産数が過去７日間の平均で１未満
- ・ ３月１７日時点での過去１４日間における人口１０万人あたりの新規感染者数が３月１日時点の数字以下。

スイス連邦内閣は、達成目標について全般的な評価を行い、今後数週間で新型コロナウ

イルスのまん延状況が順調に改善する場合は、3月22日以降の飲食店における屋内空間での営業再開やその他屋内での活動、大学での対面講義の再開可能性についても検討する予定です。

○スイス連邦内閣閣議決定

<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-82462.html>

（リンクはドイツ語、他にフランス語、イタリア語及び英語有）

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方）

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>